

厚生労働省所管の統計調査の調査票情報等の利用に関する規程（平成21年厚生労働省訓第32号）第7条の規定に基づき、統計法（平成19年法律第53号）第33条に基づく調査票情報の提供に係る厚生労働省事務処理要領を次のように定める。

令和元年5月1日

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）決定

## 統計法第33条に基づく調査票情報の提供に係る厚生労働省事務処理要領

### 第1 目的

本要領は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条の規定に基づいて、その所管する統計調査の調査票情報を提供するに当たり、必要な事務処理を定め、事務処理の能率的及び統一的な運用を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要領における用語の定義については、次に掲げるものを除き、厚生労働省所管の統計調査の調査票情報等の利用に関する規程（平成21年厚生労働省訓第32号）の例によるものとする。

#### 1 ドキュメント

本要領において「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であることを示す情報（例えばデータレイアウトフォーム、符号表等）及び調査票情報から公表された統計表を作成するために必要な情報（例えば調査票情報に対するウエイト（拡大乗数又は復元倍率）等）をいう。

#### 2 公的機関

本要領において「公的機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。

#### 3 公的機関等

本要領において「公的機関等」とは、上記2の「公的機関」、法第2条第2項に規定する独立行政法人等及び統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第10条に規定する行政機関等に準ずる者をいう。

#### 4 オンサイト利用

本要領において「オンサイト利用」とは、行政機関から調査票情報の提供を受けるに当たり、指定された場所及び機器（以下「オンサイト施設」という。）から、通信回線を経由して遠隔操作により指定された施設にある電子計算機（以下「中央電子計算機」という。）において調査票情報を利用する行為をいう。

## 5 プレプリント

本要領において「プレプリント」とは、調査票情報の内容の一部（法人の名称など）を用いて、記入者負担軽減の観点からあらかじめ配布前の調査票等に情報を印刷することをいう。

### 第3 調査票情報の提供の実施に際しての基本原則

法第33条第1項の規定に基づく調査票情報の提供は、同項第1号又は第2号に該当し、かつ、調査票情報の利用が報告者の秘密保護に欠けることがなく、法第42条（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）及び第43条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）が確実に遵守されると認められる場合に行うものとする。

なお、法第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供は、オンサイト利用を前提として、法第37条の規定に基づき、事務の全部を独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）に委託するものとする。

### 第4 提供の対象となる統計調査及び調査票情報等

#### 1 対象となる統計調査

厚生労働省所管の統計調査で、原則として結果が公表済みの調査で、調査票情報管理リストに掲載されているものとする。

#### 2 対象となる調査票情報等

調査票情報管理リストに掲載した調査票情報を提供の対象とし、調査票情報の内容を転写した電磁的記録及びこれに付帯するドキュメントを提供することとする。

### 第5 総合案内窓口

政策統括官付参事官付審査解析室（以下「審査解析室」という。）に、法第33条に基づく調査票情報の提供に関する総合案内窓口をおく。

### 第6 調査票情報提供窓口

部局長は、当該部局が実施した各統計調査について、本要領に定める事務を担当する課室（以下「調査票情報提供窓口」という。）を定めるものとする。

### 第7 秘密保護及び適正管理の確保

#### 1 基本方針

調査票情報の取扱いに当たっては、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第39条第1項及び規則第41条による調査票情報等の適正管理に関する規定並びに法第41条による守秘義務に関する規定、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基

準担当) 決定。以下「管理ガイドライン」という。) 等を踏まえ、調査票情報の適正管理に必要な措置を講ずるとともに、秘密の保護に万全を期すものとする。

また、調査票情報の提供に当たっては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)や統計委員会答申(平成30年12月17日付け統計委第16号)等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能なオンラインサイト利用の枠組み(参考参照)を最大限活用する。特に、法第33条の2第1項に基づく調査票情報の提供については、調査票情報のより厳格な管理に資する観点から、オンラインサイト利用を前提とする(注1)。

(注1) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずるなど、規則第42条に規定されている調査票情報の物理的管理措置や技術的管理措置がオンラインサイト利用と同等と調査票情報提供窓口が認める場合を除く。

## 2 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管・整備

調査票情報及びドキュメントの整備に当たっては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に掲げる記法等の標準化の取組にも準拠しつつ、特にオンラインサイトに係る調査票情報のデータ形式はCSV形式を基本とする。

## 第8 利用者に対する周知・情報提供

申出者の利便性及び提供手続の透明性等を確保する観点から本要領等をインターネット等により対外的に明らかにする。

## 第9 事前相談

### 1 「総合案内窓口」

法第33条に基づく調査票情報の提供に関する一般的な情報提供、関連制度(法第32条、法第34条及び法第36条)と混同していないか、利用を希望する統計調査の調査票情報が提供可能であるかなどの問い合わせや相談などの総合案内等を行う。

### 2 「調査票情報提供窓口」

申出者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、手続き、利用の制限(守秘義務、利用期間)、提供可能な調査票情報等、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度(法第32条、法第34条及び法第36条)と混同していないか、利用を希望する統計調査の提供状況の確認を行う。

## 第10 申出書の受付

### 1 申出書の提出

調査票情報の提供の申出は、規則第8条に基づき、申出者又はその代理人が利用を希望する統計調査を所管する調査票情報提供窓口にて、申出書(様式第1号)及び申出者の区分によって次の添付書類を提出する。(必要に応じ、下表以外の書類の提出を求

めることもあり得る。)

なお、申出者が過去に不適切利用（法第34条又は法第36条の利用における不適切利用の場合を含む。）により一定期間の提供禁止措置等がとられている場合には、その期間中における申出は受け付けられないものとする。

申出者			区分
法第 33 条第 1 項 第 1 号	公的機関等	公的機関	A
		それ以外	B
法第 33 条第 1 項 第 2 号	規則第11条 第1項	第1号又は第2号（委託等又は競争的資金）	C
		第3号（特別の事由）	D

区分	添付書類
A	○集計様式、出力様式等
	■委託関係書類又は代替文書（様式第2号）
	○調査票情報の適正管理に係る規程
	○申出者たる公的機関に所属していない利用者の関係がわかる書類
	○調査票情報に係る管理簿（様式第5号）
B	○組織として利用が必要な旨を示す文書（様式第4号）
	○集計様式、出力様式等
	■委託関係書類又は代替文書（様式第2号）
	○調査票情報の適正管理に係る規程
	○申出者たる公的機関等に所属していない利用者の関係がわかる書類
C	○調査票情報に係る管理簿（様式第5号）
	○委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究の概要等に関する資料
	○集計様式、出力様式等
	■委託関係書類又は代替文書（様式第2号）
	▲調査票情報の適正管理に係る基本方針
	▲調査票情報の適正管理に係る規程
	○申出者以外の利用者について申出者との関係がわかる書類
○本人確認書類	
D	○調査票情報に係る管理簿（様式第5号）
	○行政機関の長等が政策の企画、立案、評価等として有用である旨を記載した公文書又は特別の事由について記載した公文書
	○集計様式、出力様式等
	■委託関係書類又は代替文書（様式第2号）
	▲調査票情報の適正管理に係る基本方針
	▲調査票情報の適正管理に係る規程
	○申出者以外の利用者について申出者との関係がわかる書類
○本人確認書類	
○調査票情報に係る管理簿（様式第5号）	

○必須

■外部委託する場合（必須）

▲申出者が法人等の場合（必須）

## 2 本人確認

### (1) 申出者が個人である場合

調査票情報提供窓口は、規則第8条第2項の規定に基づき、申出者及びその代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「個人番号カード」（住民基本台帳カードを含む。以下同じ。）、「在留カード」、「特別永住証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

なお、本人確認は、申出の方法により次のとおり実施することを基本とする。

#### ア 厚生労働省に訪問して申出を行う場合

申出者の氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認できれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

一方、氏名、生年月日及び住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合又は顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てを確認する。

なお、必要に応じて、調査票情報提供窓口において本人確認書類の複写を行い、申出書の関係書類として取り扱う。

#### イ 郵送により申出を行う場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる顔写真付きの本人確認書類（写し）により本人確認を実施する。顔写真付きの本人確認書類（写し）を提出できない場合、住民票の写し（申出日前6月以内に作成されたもの）など官公署が発行した本人確認書類（写しも可）を2種類以上求めるものとする。

なお、代理人が郵送により申出をする場合も同様とする。

### (2) 申出者が法人等である場合

調査票情報提供窓口は、規則第8条第2項の規定に基づき、法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足る書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等）の提示又は提出を求めることにより本人確認を実施する。

なお、必要に応じて、連絡担当者（調査票情報提供窓口に訪問する者を含む。）が当該法人等に所属することを示すものについても提示又は提出を求める。

(3) 代理人による申出の場合

代理人の本人確認は、申出者と同様に行い、この場合の申出者の本人確認は、郵送により申出をする場合に準じるものとする。

また、代理人による申出の場合、代理権を証明する書面（委任状等）の提出を求める。

## 第 11 審査

### 1 審査

申出文書を受領した調査票情報提供窓口は、当該申出文書の審査を行い、審査報告書（様式第 3 号）を用いて、審査内容を確認する。

調査票情報提供窓口は、審査開始後審査結果の通知前に、申出者から申出文書の記載事項に変更が生じた旨の連絡を受けた場合には、申出者に対して、変更後の申出内容全体について改めて申出を行わせる。ただし、次に掲げる形式的な変更の場合については、この限りではない。

- (1) 組織の変更や統合等に伴う組織名の変更
- (2) 昇進や昇格に伴う利用者又は事務担当者の役職名等の変更
- (3) 人事異動に伴う利用者又は事務担当者の変更
- (4) 事務担当者の電話番号やメールアドレスなど連絡先の変更

### 2 申出に対する審査基準

申出に対して応諾の適否を判断する基本的基準は、法第33条第 1 項の要件に該当するとともに、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められることが必要である。

また、調査票情報の利用については、次のアからウまでのいずれかであることが必要であり（ただし、ウの利用は法第33条第 1 項第 1 号に該当する場合のみ可能）、個々の申出については、申出文書の事項ごとに次の(1)における個別の審査基準に基づき審査し、応諾するか否かを決定する。

#### ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。（注2）

また、調査票情報の内容を他の配布前の調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

(注2) 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータを

マッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」そのものは個別に識別されず、また集計の対象とはされないものの、「法人名」によって「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に含まれるものである。

## イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等进行分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析（注3）を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

（注3） 「回帰分析（Regression analysis）」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係进行分析することをいう。また、説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係进行分析することを重回帰分析という。なお、説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること  
作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関等が実施する「統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計調査その他の統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定する「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査や世論調査等）についても含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは（例えば、企業名と住所のみの宛名情報だけの場合）、本目的に含まれる。

なお、「統計調査その他の統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

## (1) 個別の審査基準

### ア 利用要件の該当確認

#### ① 法第33条第1項第1号に該当する申出の場合

調査票情報の利用目的が、上記のアからウのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が公的機関等の長であること。

また、当該調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類（様式第4号）が添付（公的機関が申出する場合を除く。）されていること。

② 法第33条第1項第2号に該当する申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が上記のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、規則第11条第1項第1号から第3号のいずれかに該当することを証明する、次のi)又はii)の文書が添付されていること。

i) 規則第11条第1項第1号又は第2号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

ii) 規則第11条第1項第3号該当の場合

行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書又は公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有するものとして特別の事由があることについて記載した公文書

イ 調査票情報の利用者の範囲

① 法第33条第1項第1号に該当する申出の場合

法第33条第1項第1号に該当する申出の場合、申出を行った公的機関にその利用を認めるものであり、当該公的機関等に所属する個人のための利用を認めるものではないことから、調査票情報の利用者は、職務に関して必要最小限の範囲とし、管理簿（様式第5号）に調査票情報の取扱いに関する権限が記載されていること。

また、調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う当該公的機関等の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類（様式第4号）が添付されていること（公的機関が申出を行う場合を除く。）。

さらに、調査票情報の集計処理等の業務を外部に委託する場合、規則第42条第1項に規定する受託者における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと、規則第42条第3項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じられることが必要であり、委託契約書、秘密保護に関する覚書等により確認すること。

② 法第33条第1項第2号に該当する申出の場合

法第33条第1項第2号に該当する申出の場合、上記①に該当する者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、規則第11条に規定する統計の作成等を行う者であるため、申出者は、法人等や個人のいずれにも限定されないこととなる。

このため、法人等が組織として申出を行う場合、当該法人等を申出者とし、研究者等が個人として申出を行う場合、当該個人を申出者とし、複数の個人による申出の場合、その代表者を申出者とする。

また、調査票情報の利用者は、統計の作成等に関して必要最小限の範囲とし、管理簿（様式第5号）に調査票情報の取扱いに関する権限が記載されていること。

なお、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合に限って利用が認められる。

このほか、利用者が規則第11条第2項第1号から第5号に掲げる者（欠格事由）に該当する場合は認められない。

#### ウ 利用する調査票情報の名称及び範囲

統計調査の名称及び年次並びに調査票情報の名称、地域及び属性的範囲が利用目的から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと。

また、利用する調査事項（調査票情報）が、利用目的及び集計様式又は分析出力様式等から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと。さらに、集計様式が既に公表されている集計結果から作成できないものであること。

なお、継続的に行われている将来実施予定の統計調査についての申請であって、合理的な理由かつ当該申請内容で将来提供することに支障がないことが認められる場合に限り、3年以内の範囲で複数年分の申請を認めることができる。

また、調査対象の名称、所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、他の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければ作成できない統計を作成する又は分析できない統計的研究を行う場合であって、集計処理等の過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄される場合は提供することができる。

#### エ 申出を行う調査票情報以外に利用する情報及び利用方法

当該申出により利用する調査票情報以外の情報がある場合は、その情報及び具体的な利用方法が記載されていること。また、その利用方法は、統計の作成等に限られ、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されるものではないこと。

## オ 公表の方法

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して行った調査研究の成果等について、原則としてインターネットの利用その他の適切な方法(学会発表、学術雑誌掲載等を含む。)により自ら公表すること。なお、公表しない場合、その理由が妥当なものであること。

また、当該公表に当たっては、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう秘匿措置を講ずるとともに、例えば、「厚生労働省所管の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など当該調査の所管府省及び特定の調査票情報を利用した旨(出典)を明記すること。

## カ 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

申出者の区分に応じて、次の(ア)から(オ)までに掲げる適正管理措置の категорияに掲げられた要件を全て満たすこと。

また、集計処理等について委託を行う場合であって、調査票情報の利用又は保管が委託先で行われる場合についても同様であり、委託契約書等において確認すること。

### (ア) 組織的管理措置(公的機関等及び法人等の場合)

- ① 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること(公的機関等を除く。)

調査票情報の適正管理に関する考え方が示され、関係法令や規程等を遵守することなどを内容とした基本方針を添付書類として提出を求めることを原則とする。

- ② 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること

調査票情報を取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者(以下「管理責任者」という。)を配置するとともに、当該情報を取り扱う権限及び責務並びに業務について調査票情報に係る管理簿(様式第5号)に記載すること。

- ③ 調査票情報に係る管理簿を整備すること

提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間(返却期限)、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿が添付されていること。

- ④ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理

措置の内容を盛り込んだ規程を策定（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能とする。）し、調査票情報を取り扱う者に周知徹底すること。また、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策を講ずること。

なお、当該規程を添付書類として提出を求めることを原則とする。

- ⑤ 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと

第三者機関や内部の情報セキュリティ担当部署等調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われること。

- ⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、調査票情報提供窓口への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制が整備されていること。

(イ) 人的管理措置（個人の場合を除く。）

- ① 申出者が法人等の場合、調査票情報を取り扱う者が次のいずれにも該当しない者であることを確認すること

- ・ 法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を取り扱うことが不適切であると調査票情報提供窓口が認めた者

- ② 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと
- 調査票情報の適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう当該情報を取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練を行うこと。
- なお、研究倫理に関する教育については、例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構や独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用、研究機関等における研究倫理教育の受講などが想定される。

(ウ) 物理的管理措置

- ① 調査票情報を取り扱う区域を特定すること及び当該区域への立入りの制限をするための措置を講ずること
- 調査票情報の利用場所については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されるとともに、当該情報の利用時に利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理が行われていること。
- ② 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること
- 調査票情報が限定された媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること。また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等による固定や未使用時に施錠可能なキャビネット等に保管されること。さらに、利用場所から調査票情報が取り外し可能な外部記録装置等に転送されるなどにより不正に持ち出されないこと等の保安対策を講じられていること。
- ③ 調査票情報を削除し、又は当該情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと
- 調査票情報の利用期間終了までに調査票情報及び集計作業等によって生成される中間生成物を削除する場合、専用ツールを用いるなどにより第三者に復元できない手段で実施すること。
- また、調査票情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合も物理的な破壊など当該機器等に記録されている調査票情報等を復元することができない手段で行うこと。
- さらに、これらの情報の削除や機器等の廃棄を行った場合には、その記録（削除又は廃棄日及びその内容）を保存しておくこと。

(エ) 技術的管理措置

- ① 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること  
調査票情報を利用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を図るなど、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないよう制御された情報システムの環境であること。
- ② 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること  
調査票情報を利用する情報システムにコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策など不正アクセス行為を防止するための措置が講じられていること。
- ③ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること  
外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に調査票情報及び中間生成物は残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、調査票情報の漏えい等を防止するための措置が講じられていること。

(オ) その他の管理措置

- ① 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと  
調査票情報の取扱いに関する業務を委託するに当たっては、上記2の(1)の力に掲げるとおり、善良なる管理者の注意義務に関する事項、秘密保持義務に関する事項等を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置が講じられていること。
- ② 上記①の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと  
申出者と受託者との間において、再委託の原則禁止、定期的な報告、立入検査の実施等をあらかじめ定めるとともに、これを適切かつ的確に実施する旨が記載されていること。
- ③ 調査票情報の提供を受けた者が当該調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること

(個人の場合に限る。)

過去に調査票情報又は匿名データの提供を受け、当該情報を適正に管理しつつ統計の作成等を行った経験を有する者やこれらの情報以外の個別情報を適正に管理しつつ研究分析等を行った経験を有する者など、過去の取扱実績等に鑑み、判断される者であること。

- ④ 調査票情報に係る管理簿を整備すること（個人の場合に限る。）  
上記（ア）の③と同様。

- ⑤ 調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと（個人の場合に限る。）

第三者機関や所属する組織の情報セキュリティ担当部署等調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われること。

- ⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること（個人の場合に限る。）

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、調査票情報提供窓口への報告を迅速かつ適切に行うこと。

#### キ 調査票情報の利用期間

公表の予定、研究等の実施期間に照らして、適切な期間であること。  
また、調査票情報を返却する時期が明確になっていること。

利用期間は原則として1年以内とする。ただし、利用目的からみて合理的な理由がある場合は、利用期間を1年以上としてもよい。

なお、将来実施予定の統計調査について行う複数年分の申請については、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を原則として1年までとする。ただし、合理的な理由が認められる場合には、利用期間を1年以上としてもよい。

#### ク 調査票情報の提供方法

提供可能な媒体や方法であること。

また、調査票情報を記録した媒体の提供は、調査票情報提供窓口での直接の受取又は郵送による送付のいずれも可能であるが、申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供される方法であ

ること。

#### ケ 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、申出書で著作権を主張しないと明記されていること。

### 3 審査結果の通知

#### (1) 審査に要する期間

調査票情報提供窓口は、申出書を受理してからおおむね14日以内を目安に当該申出に対する審査結果の通知を行う。なお、申出者への通知書の送付は調査票情報提供窓口を通じて行うこととする。

#### (2) 審査後の手続

##### ア 申出を承諾する場合

調査票情報提供窓口は、申出者に対し、承諾通知書（様式第6-1号）により通知する。

また、依頼書（様式第7号）並びに誓約書（様式第8号）及び利用規約（様式第9号）を送付又はこれらの様式を入手することが可能なホームページアドレスを連絡する。

##### イ 申出を承諾しない場合

調査票情報提供窓口は、申出者に対し、不承諾通知書（様式第6-2号）に調査票情報を提供しない理由を記載し、通知する。

### 第12 依頼書等の提出

申出が承諾された申出者は、規則第9条の規定に基づき、依頼書（様式第7号）及び利用規約（様式第9号）の内容を利用者全員が遵守する旨署名又は記名押印した誓約書（様式第8号）を提出する。

なお、遵守内容が書面上明確となるよう利用規約及び誓約書は一体として提出する。

### 第13 調査票情報等の提供

#### 1 調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント等の提供

承諾した場合は、次のとおり調査票情報を提供する。

##### (1) 提供に要する期間

調査票情報提供窓口は、依頼書等の受領後おおむね14日以内を目安に申出書に記載された方法により、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供を行う。

##### (2) 調査票情報の転写

申出書の記載内容に基づき、元の調査票情報から必要な項目を抽出し、パスワードの設定等による他者への漏えい防止を講じた上で、未使用の電磁的記録媒体へ収録する。

(3) 調査票情報等の受け渡し

調査票情報等の提供方法は、直接の受け渡しを原則とする。

なお、申出者が遠隔地など、手交することが困難な場合は、郵送とし、書留郵便によるものとする。申出者から調査票情報等の受領連絡（電子メールでも可）の確認後、パスワード等を通知する。

また、調査票情報の提供を受けた者における調査票情報の適正な管理及び利用を促進する観点から、以下の事項を書面にて伝達する。

- ・法第42条第1項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと。
- ・法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること。
- ・法第57条第1項第3号及び法第59条第2項の罰則の適用があること。
- ・調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成し、調査票情報提供窓口宛てに提出すること（原則として法第33条第1項第2号の申出者）。

2 調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表

法第33条第1項の規定に基づき、調査票情報を提供したとき（法第33条第1項第1号による場合を除く。）は、同条第2項及び規則第12条等の規定に基づき、当該調査票情報の提供後1月以内に、依頼書等に記載された次に掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

(1) 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合、調査票情報の提供を受けた者全員の氏名を、法人等の場合、当該法人等の名称を公表する。

(2) 提供した調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

(3) 調査票情報を提供した年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を調査票情報提供窓口で直接受け渡しを行った場合は当該受渡日、郵送により送付した場合は当該媒体の受取日をそれぞれ公表する。

(4) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等

調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

(5) 調査票情報の利用目的

調査研究の名称など、提供要件の区分に応じてその内容が明らかとなるよう簡潔

に整理した利用目的を公表する。

### 3 承諾内容に変更が生じる場合の取扱い

#### (1) 基本原則

調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨申出者から連絡があった場合、原則として改めて申出が必要となる。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長等が生じることとなった場合、申出書の記載事項変更申出書（別添様式第10号）の提出により申出書の変更ができる。

なお、申出者の組織名や役職名の変更、人事異動に伴う担当者の変更（申出者が公的機関等又は法人の場合）など、形式的な変更の場合、所属等変更届出書（別添様式第11号）又は電子メール等により、調査票情報提供窓口連絡を行い、承諾を得る。

#### (2) 提供要件を引き続き満たす変更の場合

##### ア 利用者の変更

申出者は、利用者の追加、交代又は除外が生じる場合、変更申出書により変更手続きを行い、調査票情報提供窓口は、追加等の理由が妥当かどうか上記第11の1に準拠して審査を行い、その結果を上記第11の3の取扱いに準じて申出者に通知する（様式第12-1号及び12-2号参照）。

また、上記通知後、変更が認められる場合、依頼書及び誓約書（追加又は交代の者のみ）の提出をもって調査票情報の提供を行う。

##### イ 調査票情報の追加

申出者は、直接の利用目的に変更はないが、提供を受けていない同一年次の調査票情報や同一調査の年次の追加など、新たな調査票情報の提供を受ける必要が生じた場合、追加が必要な理由、統計表の様式等を記載した変更申出書により変更手続きを行う。

調査票情報提供窓口は、追加理由等が妥当かどうか上記第11の1や以下の基準に照らして審査を行い、その結果を上記11の3の取扱いに準じて申出者に通知する（様式第12-1号及び12-2号参照）。

- ・ 調査票情報を追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や提供要件に変更がないこと。

また、上記通知後、追加が認められる場合、依頼書の提出をもって新たな調査票情報の提供を行う。

##### ウ 利用期間の延長

申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等を記載した変更申出書により変更手続きを行う（様式第12-1号及び12-2号参照）。

調査票情報提供窓口は、延長理由等が妥当かどうか上記第11の1や以下の基

準に照らして審査を行い、その結果を上記第11の3の取扱いに準じて申出者に通知する。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や提供要件に変更がないこと。
- ・ 延長理由から判断して、延長期間が最低限度に限られていること。

なお、延長が認められる場合、報告書及び調査票情報に係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

#### (3) 提供要件を満たさない変更の場合

記載事項に変更が生じ、提供要件を満たさない変更となった場合（例えば、科研費の対象から外れた場合等）、速やかに第14の調査票情報の利用後の措置を講ずる。

## 4 監査（実地検証）

調査票情報提供窓口は、必要に応じて、利用期間中における申出書に記載された利用環境や利用期間終了後の処置（確実に廃棄が実施されているか）等について書面又は実地に検証を行うものとする。

## 第14 調査票情報の利用後の措置

### 1 調査票情報の返却等

申出者は、調査票情報の利用期間終了（返却期限）までに、集計等のためにハードディスク等の記録装置に保存又は紙媒体等に出力した調査票情報及び中間生成物を復元できないように消去する。ただし、調査票情報を再度利用することが予定されている場合であって、再度利用する際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由がある場合、利用方法及び理由を具体的に明らかにすることにより、調査票情報を特定するキーコード（調査票情報提供窓口が割り振った一連番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして消去せず再度の利用のために、調査票情報提供窓口に報告し保管することができる。

また、申出者は、法第33条第3項及び規則第14条の規定に基づき、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を遅滞なく調査票情報提供窓口に提出するときは、調査票情報の利用後の報告書（様式第13号）及び調査票情報に係る管理簿とともに提出し、提供を受けた媒体等を併せて返却等を行う。この際、提供媒体については、対面による直接の受け渡し又は書留（送料は申出者の負担）による送付のいずれかによる（法第33条第1項第1号の申出についても上記取扱いに準ずるものとする。）。

なお、調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成し、調査票情報提供窓口に提出する。

### 2 研究成果等の公表

#### (1) 調査票情報提供窓口に提出された統計等の公表

調査票情報提供窓口は、法第33条第4項並びに規則第15条及び第16条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として3月以内に、調査票情報を提供した際に公表した事項（上記第12の2参照）に加え、報告書等に記載された以下に掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学术论文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように取り扱う。

ア 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

上記1により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイル数が膨大、統計的研究の成果が偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表する。

イ 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計の作成等に係る地域区分）その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項を公表する。

また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、調査票情報提供窓口が特に必要と認める事項を公表する。具体的な事項としては、提供を受けた調査票情報による推計手法や分析手法など当該統計の作成等を再現するために必要な情報の提供を求め、これを公表することなどが想定される。

ウ 統計又は統計的研究の成果の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

(2) 申出者における研究成果等の公表

ア 成果の公表

申出者は、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に当たっては、厚生労働省所管の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて調査票情報提供窓口連絡する。

イ 成果が公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により研究成果を公表することができない場合（法第33条第1項第1号の場合を除く。）、研究等の状況の概

要及び公表できない理由を報告書により調査票情報提供窓口に報告する。

## 第 15 調査票情報の不適切利用への対応

### 1 基本的な考え方

調査票情報の提供を受けた者は、法第 42 条第 1 項並びに法第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、適正管理義務、守秘義務及び目的外利用の禁止が課されており、法第 43 条第 1 項又は第 2 項に違反した場合、法第 57 条第 1 項第 3 号又は第 59 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ罰則が適用される。

また、申出者が調査票情報の提供条件（利用規約）に反する行為を行った場合若しくは反する行為が疑われる場合又は制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為があった場合、事実関係を確認の上、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じ違反行為等の内容に応じて提供の取消しや一定期間の利用停止等の措置を講ずるものとする。

### 2 総務省政策統括官（統計基準担当）との連携

申出者が法令違反又はその他の契約違反を行ったと判断した場合、一定期間の利用停止等のペナルティを科すことを決定した場合、その他必要と判断した場合には、その旨を総務省政策統括官（統計基準担当）に連絡する。

### 3 不適切利用の類型及び取扱い

次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為に対して、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行うこと（1 か月以上 9 か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報を滅失すること（1 か月以上 9 か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の内容を漏えいすること（1 か月以上 12 か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1 か月以上 12 か月以内の提供禁止）
- ・ 期限までに調査票情報の返却等を行わないこと（返却が行われるまで他の調査票情報の提供禁止及び返却日以降、返却の遅延期間に相当する期間の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しないこと（上記期限までに調査票情報の返却等を行わないことと同様）
- ・ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しないこと（上記期限までに調査票情報の返却等を行わないことと同様）
- ・ その他制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止）

#### 4 他の調査票情報の二次的利用との連携

法第 34 条第 1 項に基づく委託による統計の作成等及び法第 36 条第 1 項に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている者に対して調査票情報の提供を行わないものとする。

#### 5 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

厚生労働省では、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づき、厚生労働省における外部の労働者等からの通報に対する事務手続に関する訓令（平成 18 年厚生労働省訓第 11 号）を定めており、当該訓令に沿って適切な措置を講ずる。

#### 第 16 総務省及び統計委員会に対する報告

調査票情報提供窓口は、法第 55 条に基づく総務大臣からの求めに応じ、毎年度、調査票情報の提供状況を取りまとめ、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）に提出する。

#### 第 17 調査票情報管理リスト

審査解析室は、厚生労働省の所管する統計調査の調査票情報及びドキュメントの有無、保管状況、調査票情報提供窓口等をまとめた調査票情報管理リストを作成する。

#### 第 18 その他（オンサイト利用）

オンサイト利用に係る法第 33 条及び第 33 条の 2 の規定に基づく厚生労働省所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理は、統計センターに別途定める契約条項により全部委託する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 統計法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る厚生労働省事務処理要領（平成 28 年 6 月 29 日政策統括官（統計・情報政策担当）決定は廃止する。

#### 附 則（第一次改正）

- 1 この要領は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 本要綱の施行後に従前の様式で申出等があったものについては、別添様式で申出等があったものとみなす。

## 統計法（抄）

### （定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

### （調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。

4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は前条第一項の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならない。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2、3（略）

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一、二（略）

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2（略）

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又

は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

#### 統計法施行規則（抄）

（法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）

第八条 法第三十三条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「第三十三条提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第三十三条提供申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。

- 一 第三十三条提供申出者が行政機関又は地方公共団体（以下「公的機関」という。）であるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該公的機関の名称
  - ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- 二 第三十三条提供申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）であるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該法人等の名称及び住所
  - ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
- 三 第三十三条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
  - ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- 四 第三十三条提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- 五 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
  - イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
  - ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- 六 調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- 七 調査票情報の利用場所
- 八 調査票情報の利用目的
- 九 調査票情報を取り扱う者が第十一条第二項各号に掲げる者に該当しない旨
- 十 前各号に掲げるもののほか、第十一条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
  - イ 第十一条第一項第一号に該当する申出 次に掲げる事項
    - (1) 調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間
    - (2) 委託し、又は共同して行うことに係る内容
    - (3) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計等の内容

- (4) 調査研究の成果を公表する方法
- (5) 第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容
- (6) 調査票情報の提供を受ける方法及び年月日
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項
- ロ 第十一条第一項第二号に該当する申出 次に掲げる事項
  - (1) イ(1)及び(3)から(6)までに掲げる事項
  - (2) 補助に係る内容
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項
- ハ 第十一条第一項第三号に該当する申出 次に掲げる事項
  - (1) イ(5)及び(6)に掲げる事項
  - (2) 申出に係る統計の作成等が、行政機関の長若しくは地方公共団体の長その他の執行機関の行う政策の企画、立案、実施若しくは評価に有用である旨及びその内容又は法第三十三条第一項第二号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

2 第三十三条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

- 一 第三十三条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十三条提供申出書等」という。）に記載されている第三十三条提供申出者（第三十三条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
- 二 第三十三条提供申出者が法人等（法人等が独立行政法人等又は第十条に規定する者である場合を除く。）であるときは、第三十三条提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
- 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

- 3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により提出された第三十三条提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第三十三条提供申出者に対して、説明を求め、又は当該第三十三条提供申出書等の訂正を求めることができる。

第九条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第三十三条提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行う旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた第三十三条提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は指定独立行政法人等が定める調査票情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出するものとする。

（行政機関等に準ずる者）

第十条 法第三十三条第一項第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第十一条 法第三十三条第一項第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者（以下「公的機関等」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第三十三条第一項第二号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であって、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- 一 法、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）又はこれら

- の法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 三 法人等であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者がある者
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

（法第三十三条第二項の規定による調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表）

第十二条 法第三十三条第二項の規定による公表は、同条第一項の規定による調査票情報の提供をした後一月以内に行わなければならない。

第十三条 法第三十三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査票情報を提供した年月日
- 二 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、行政機関の長又は指定独立行政法人等が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項
- 三 調査票情報の利用目的

（法第三十三条第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の提出）

第十四条 法第三十三条第三項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。

2 前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成して提出しなければならない。

（法第三十三条第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の公表）

第十五条 法第三十三条第四項の規定による公表は、同条第三項の提出を受けた日から原則として三月以内に行わなければならない。

第十六条 法第三十三条第四項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十三条各号に掲げる事項
- 二 法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項

- イ 当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- ロ 当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項
- 三 法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合は、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

(調査票情報等の適正な管理)

第四十一条 法第三十九条第一項第一号に掲げる行政機関の長が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第一号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。

一 組織的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- ロ 第一号情報に係る管理簿を整備すること。
- ハ 第一号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ニ 第一号情報を取り扱う者以外の者が、第一号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- ホ 第一号情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 人的管理措置として第一号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 物理的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う区域を特定すること。
- ロ 第一号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
- ハ 第一号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。
- ニ 第一号情報を削除し、又は第一号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四 技術的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第

一号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

#### 五 その他の管理措置

イ 第一号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

#### 2～5 (略)

6 法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない当該各号に定める情報（以下この項において「受託情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

##### 一 行政機関等 次に掲げる措置

イ～ホ (略)

##### 二 法人等（独立行政法人等を除く。） 次に掲げる措置

イ～ニ (略)

##### ホ その他の管理措置

(1) 受託情報の取扱いに関する業務を委託するときは、法第三十九条第一項において当該受託情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項各号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託情報を適正に管理するための措置について必要な確認を求めること。

(2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

##### 三 個人 次に掲げる措置

イ～ハ (略)

第四十二条 法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第一項調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

##### 一 公的機関等 次に掲げる措置

##### イ 組織的管理措置

(1) 第一項調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(2) 第一項調査票情報に係る管理簿を整備すること。

(3) 第一項調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(4) 第一項調査票情報を取り扱う者以外の者が、第一項調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5) 第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置として第一項調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

- (1) 第一項調査票情報を取り扱う区域を特定すること。
- (2) 第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
- (3) 第一項調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
- (4) 第一項調査票情報を削除し、又は第一項調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ 技術的管理措置

- (1) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- (2) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (3) 第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

- (1) 第一項調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一項調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- (2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

二 法人等（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる措置

イ～ホ （略）

三 前二号に掲げる者以外の者 次に掲げる措置

イ～ハ （略）

2～4 （略）